

情報・システムソサイエティ フェロー推薦委員会規程

(2000年10月2日 制定)

(2001年5月21日一部改正)

(2006年5月27日一部改正)

(2006年9月5日一部改正)

(目的)

第1条 本委員会は、ソサイエティに提出されたフェロー推薦書に基づき、フェロー推薦の審査・調査を行い、理事会の下に設置されるフェローノミネーション委員会にそのフェロー候補者を推薦することを目的とする。なお、本規程は、本部のフェロー推薦規程第3条に定められる事項を取り扱うにあたり必要な処置事項を定める。

(組織)

第2条 本委員会には、委員長1名を置く。

2. 委員長は次期ソサイエティ会長とする。

3. 委員は、次のもので構成する。

イ) 幹事 1名

ロ) 推薦委員 8～13名

4. 幹事はソサイエティ運営委員会委員の中から委員長が指名する。

5. 推薦委員はフェロー称号取得者から委員長が指名する。

6. 推薦委員のうち最大3名は前年度のフェロー推薦委員会の推薦委員から選出する。前年度委員長が推薦し、委員長が任命する。

7. 推薦委員構成は、産・学のバランスを考慮したものとする。

(任務)

第3条 委員長は、会務を統括する。

2. 幹事は、会務の運営に関し、委員長を補佐する。

(委嘱及び任期)

第4条 幹事、推薦委員は、委員長が委嘱する。

2. 任期は1期1年、2期を最大として再任可能とする。

(取り扱う事項)

第5条 本委員会は、その目的を遂行するために次の業務を行う。

イ) ソサイエティ会員から推薦された候補者（以下、フェロー候補者と呼ぶ）が有資格者であ

るかどうかの審査.

- ロ) フェロー候補者の推薦者, 評価者が本部のフェロー推薦規程第5条の条件に合致するかどうかの審査.
- ハ) フェロー候補者が, フェロー称号を受けるにふさわしい人物であるかどうかの審査.
- ニ) フェロー推薦候補者の決定とフェローノミネーション委員会への推薦.
- ホ) 審査過程の情報は非公開とする.
- ヘ) 理事会で承認されるまでは, フェロー候補者は非公開とする.

(推薦手順)

第6条 本規程第5条で定めた業務を行う手順は, つぎのとおりとする.

- イ) ソサイエティ会員は, 1月31日までに, フェロー推薦書・評価シート(様式指定)をソサイエティに送付する.
- ロ) 審査・調整後の最終人数は, 既存のフェロー人数との和がソサイエティ会員数の2%を越えないものとする.
- ハ) 最終結果は, フェロー推薦候補者リスト(様式指定)とフェロー推薦書・評価シートのコピー一式の形式にて, フェローノミネーション委員会に5月15日までに送付する.

(付則)

- ・規程は2000年10月2日から施行する.
- ・本規程の変更は, 2001年5月21日から適用する.
- ・本規程の変更は, 2006年5月27日から適用する.
- ・本規程の変更は, 2006年9月5日から適用する.